

令和8年度 上越市立保倉小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめは、どの学年、どの学級、どの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係であることができる児童はいないとの基本認識に立ち、この「いじめ防止基本方針」を策定する。当校では、全ての教職員がこの基本方針に則り、児童が安心して生き生きと学ぶことができる学校環境を整えるものとする。

2 いじめ防止対策組織

- (1) いじめ防止等に関する取組を実効的に行うために、校内に「いじめ不登校対策委員会」を置く。
- (2) 「いじめ不登校対策委員会」の構成員は、校長・教頭・生活指導主任・学級担任・養護教諭とし、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。
- (3) 「いじめ不登校対策委員会」では、次のことを行う。
 - ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - ② 関係機関、専門機関との連携
 - ③ いじめの疑いや児童の問題行動、不登校傾向などに係る情報の収集と記録、職員間の共有
 - ④ 関係する児童への指導や支援の体制及び保護者への対応方針の決定
 - ⑤ 重大事態が疑われる事案が発生した際の原因の究明と対応
 - ⑥ 発生した事案や問題を踏まえた、いじめ・不登校防止対策の改善

3 いじめ防止に関する具体的な取組

- (1) いじめの未然防止
 - ① 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ② 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ④ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの特性や正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- (2) いじめの早期発見の取組
 - ① 毎週木曜日にアンケートを実施し、それに基づいた教育相談を実施する。児童の小さなサイン（自分や友達のこと）を見逃さないように努める。さらに、年2回（6月、11月）「心のアンケート」を実施して、全員、教育相談を行う。
 - ② 隔週の月曜日に、「子どもを語る会」を実施して、全職員で全児童の実態に関して共通理解を深める。
 - ③ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ④ スクールカウンセラーやいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し児童が相談しやすい環境を整える。
- (4) いじめに対する措置
 - ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

- ② 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や関係機関とも連携して行う。

4 重大事態への対処

(1) 「重大事態」を次のようにとらえる（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、調査主体を協議する。

(3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

(5) 調査結果を教育委員会に報告する。

(6) 学校運営協議会やPTA等の会議を設定し、いじめの解決に向けて、家庭・地域と一体となった取組を推進する。

5 学校の取組に対する点検・評価

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルに位置付け、定期的に見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（7・12月）し、いじめ不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

(3) 学校運営協議会評価部会で、学校のいじめ防止の取組の評価結果とそれに基づく改善策を報告し、学校運営協議会の承認を求める。

◇いじめ防止に向けた行動計画

月	いじめ不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○いじめ不登校等対策委員会	○相談室やSC児童、保護者への周知 ○学級開き	○発育測定 ○いじめアンケート (毎週木曜日に実施) ○随時、教育相談	○町別子ども会 ○学習参観、PTA 総会 ○あいさつ運動 ○学校運営協議会 ○学校運営委員会
5月	○自己申告シート作成 ○特別支援教育校内委員会 ○個別支援計画等作成	○縦割り班遠足 ○スポーツフェスティバル各種練習	○各種健康診断	○スポーツフェスティバル ○地域、家庭確認巡り
6月	○児童心のアンケート ○教育相談	○情報モラル指導 ○6年修学旅行	○Q-U アンケート ○教育相談週間	○学習参観
7月	○学校評価		○町別子ども会	○学習参観、期末PTA、学級懇談
8月	○いじめ防止基本法、自己申告シート、個別支援計画等の見直しと改善			
9月	○いじめ不登校等対策委員会 ○特別支援教育校内委員会	○5年自然教室 ○学習参観	○いじめアンケート (毎週木曜日に実施) ○発育測定	○学校運営協議会 ○学習参観 ○あいさつ運動
10月		○学習発表会 ○持久走記録会	○Q-U アンケート	○学習発表会 ○学校運営委員会
11月	○児童心のアンケート ○教育相談	○ほくら人権の日 ○校内いじめ見逃しゼロスクール集会 ○直東学園主催いじめ見逃しゼロスクール(6年生参加)	○教育相談週間	○人権教育講演会 ○学習参観
12月	○学校評価		○町別子ども会	○個別懇談
1月	○学校評価 ○いじめ不登校等対策委員会 ○特別支援教育校内委員会		○いじめアンケート (毎週木曜日に実施) ○発育測定	○学習参観 ○あいさつ運動
2月		○スキー学習・雪遊び ○節分集会 ○委員会引き継ぎ ○児童総会		○学校運営協議会 ○学習参観、学年末PTA、学級懇談 ○スキー学習・雪遊び
3月		○6年生を送る会 ○感謝の気持ちを表そう ○卒業式	○町別子ども会	○感謝の気持ちを表そう
通年	○子どもを語る会 (隔週の月曜日)	○全校集会 ○道徳教育、体験活動の充実	○健康観察の実施 (毎朝実施) ○担任によるアンケート	○あいさつ運動 (毎学期はじめ)

いじめ対応カード

※校長を中心とした指導体制の下で、全職員が組織的に指導にあたる。

